

保護者様

インフルエンザ感染による出席停止について

飯田市立遠山中学校長

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日（園児では3日）を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状が無くなるまでしっかり治してから登校させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となります。咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症してください。

また、登校の際は以下の治癒報告書を保護者の方が記入して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となった間は、欠席の扱いとはなりません。

治癒報告書

学校長様

年 氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告します。

記

1 疾患名	インフルエンザ				
2 受診した医療機関名					
3 医療機関診断日	令和 年 月 日				

4 次の（1）（2）の太枠のうち遅い方の日から登校可能となります。

（1）発症（発熱）後、5日を経過した

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	★発症後6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※発症日＝発熱した日としてください。

（2）解熱日（平熱に下がった日）後、2日を経過した

解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	★解熱後3日目	登校可能日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）